

第141号議案 長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正内容	1
2 新旧対照表（抜粋）	2～3
3 参考法令等	3
4 過去の支給実績	3

市民健康部
令和3年11月



1 改正内容

(1) 概要

長崎市国保における出産育児一時金は、国民健康保険法第58条第1項に基づく保険給付として、被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、現在、一分娩当たり総額42万円（産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40万4千円）が支給されている。

これは、下表のとおり、本人給付分（40万4千円）に、産科医療補償制度掛金と同額（1万6千円）を加算したものである。

そうした中、今回、産科医療補償制度が見直され、その掛金が1万6千円から1万2千円に4千円引き下げられることとなったが、厚生労働省の社会保障審議会（医療保険部会）において、『少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額（42万円）は維持し、本人給付分を40万4千円から40万8千円に同額引き上げる』こととされ、これを受けて、健康保険法等においても所要の改正が実施された。

このため、長崎市においても、子育て支援の観点から、出産育児一時金の支給総額を現行通り維持したいため、政令の改正に伴い、出産育児一時金（本人給付分）の支給額を変更するとともに、加算金の上限を産科医療補償制度の掛金の額に合わせることで、これまでと同様に出産育児一時金の支給総額42万円を維持しようとするもの。

	出産育児一時金 (本人給付分)	加算金上限 (産科医療補償制度掛金)	支給総額
現 行	40万4千円	1万6千円	42万円
改正案	<u>40万8千円</u> (+4千円)	<u>1万2千円</u> (▲4千円)	42万円 (-)

※産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した脳性麻痺児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに脳性麻痺の原因分析を行い、将来の予防に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的として、平成21年に創設された制度

(2) その他所要の整備（第3条関係）

条文中で引用している民法の法律番号について、所要の整備を行うもの。

(3) 施行期日等

令和4年1月1日（同日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前
の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。）

なお、所要の整備は公布の日から施行。

2 長崎市国民健康保険条例新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>○長崎市国民健康保険条例 昭和34年3月26日 条例第3号</p> <p>第1条～第2条（略） （被保険者とししない者）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、被保険者とししない。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（<u>明治29年法律第89号</u>）の規定による扶養義務者のないもの (2) その他特別の事情がある者で、被保険者とすることを適当でないと市長が認めるもの （出産育児一時金）</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、市長が別に定めるところにより、これに<u>1万2,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第5条～第13条（略） 附則 1～16（略）</p> <p><u>附則</u> （施行期日） 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の長崎市国民健康保険条例第4条</p>	<p>○長崎市国民健康保険条例 昭和34年3月26日 条例第3号</p> <p>第1条～第3条（略） （被保険者とししない者）</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、被保険者とししない。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（<u>明治31年法律第9号</u>）の規定による扶養義務者のないもの (2) その他特別の事情がある者で、被保険者とすることを適当でないと市長が認めるもの （出産育児一時金）</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、市長が別に定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第5条～第13条（略） 附則 1～16（略）</p>

第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前
の出産に係る出産育児一時金については、
なお従前の例による。

3 参考法令等

(1) 国民健康保険法第58条第1項

市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

(2) 健康保険法第101条

被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

(3) 改正 健康保険法施行令第36条

法（健康保険法）第101条の政令で定める金額は、40万8千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、40万8千円に、第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。【以下略】

4 過去の支給実績

年度	件数（件）	金額（円）
令和元年度	271	113,548,000
令和2年度	224	93,984,000
令和3年度	129	54,052,000

※令和3年度は令和3年10月末日現在